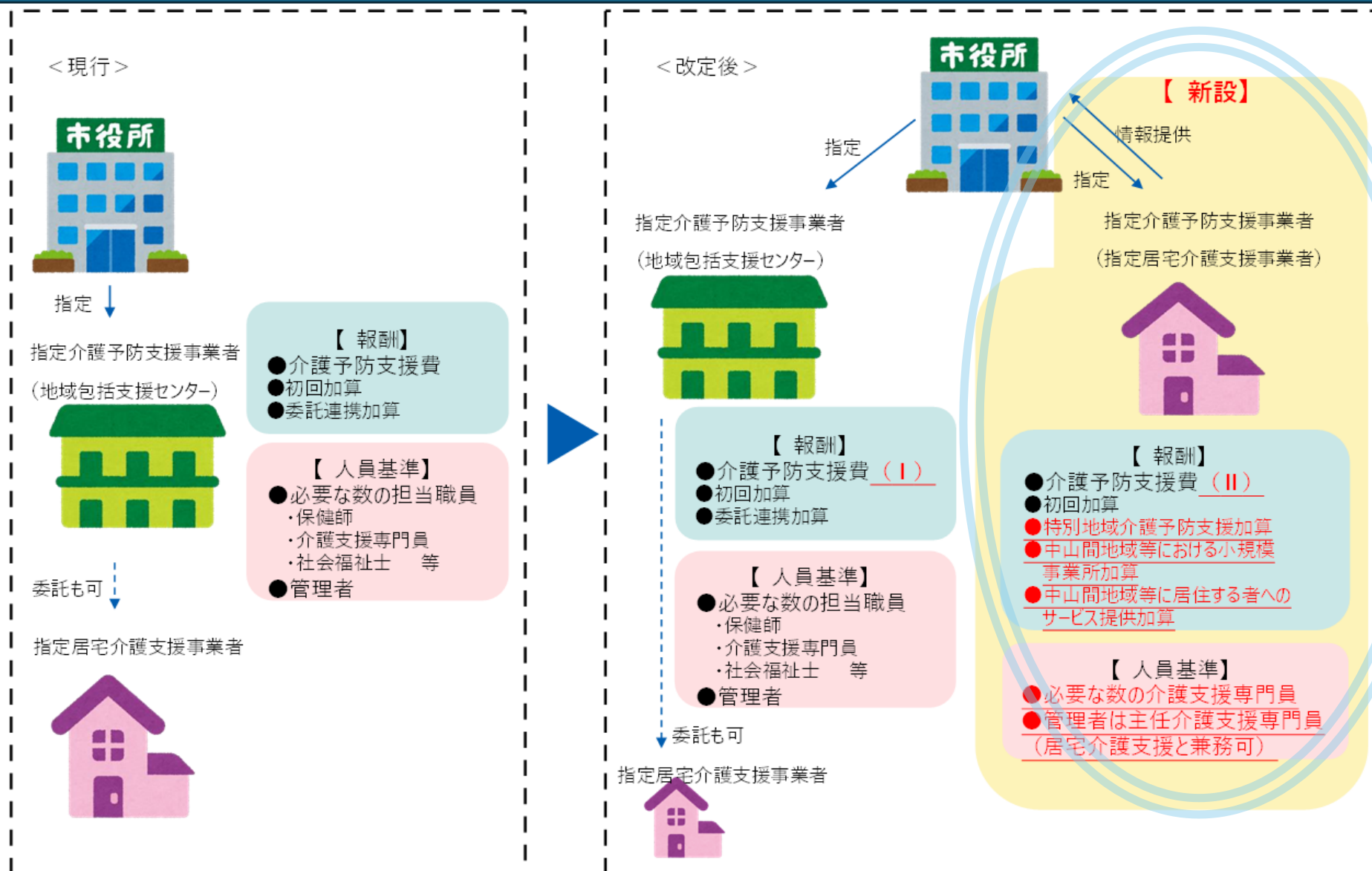


介護予防支援事業所の指定について

1 介護予防支援の指定対象の拡大（令和6年4月1日施行）



2 指定前の意見聴取について

介護保険法の規定（令和6年4月1日施行分）

（指定介護予防支援事業者の指定）

第百十五条の二十二

4 市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。



介護予防支援の事業所を指定する場合、高松市高齢者保健福祉・介護保険制度運営協議会において、あらかじめ、事業所名等の報告及び意見聴取を行う。